

# 平成30年あきる野市農業委員会 12月総会議事録

平成30年12月21日（金）午前9時30分、平成30年あきる野市農業委員会12月総会は、あきる野市役所5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

谷澤俊明・小田川篤雄・嶋崎三雄・田中正治・田中英雄・兵頭勲・小川金二・堀江建夫  
田中克博・宮崎恒雄・平野久雄・唐澤啓治・橋本和夫

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

松村敏郎・笹本輝明・坂本博・橋本喜久司・栗原剛・栗原晋二

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 渡邊一彦 ・ 事務局次長 青木邦彰 ・ 事務局 野口創、金子公晃

## 議事日程

- |       |                                          |
|-------|------------------------------------------|
| 第1号議案 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明について                    |
| 第2号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の許可について                  |
| 第3号議案 | 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について    |
| 第4号議案 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について                  |
| 第5号議案 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |

開会 午前9時30分

(事務局長) おはようございます。それでは定刻となりましたので、ただ今から、平成30年あきる野市農業委員会12月総会を開催いたします。初めに会長からご挨拶をいただきたいところなのですが、体調を崩されて今日は欠席ということで、谷澤職務代理の方からご挨拶をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

(谷澤職務代理) 皆さん、改めましておはようございます。甲野会長が体調を崩されて、今日は代わりに議事を進行させていただくのですが、今年も12月に入りまして、11月ぐらいまでずっと暖かかったのですが、12月に入ってようやく寒さが来て、冬らしい気候になったのかなと感じております。そういうところで農作物の管理等大変だと思いますが、しっかりとやっていただければと思います。そして、先ほど渡邊課長の方からお話がありましたように、農林水産大臣賞のお祝いも、先日農協の方でやらせていただきまして、その時に来年もまた誰か取ろうよと、お話しがありましたので、ぜひ皆さんも来年に向けてやっていただければと思います。それと、これは報告になるのですが、今年度、農業委員会の方で企業的経営者の推薦を、橋本和夫委員を推薦したのですが、結果が出まして、産業労働局長賞ということで、受賞したそうです。大変おめでとうございます。2月22日の農業者大会の時には盛大にお祝いしたいと思いますので、ぜひとも皆様よろしくお願いいいたします。本日は5号議案までであるということで、なかなか難しそうな案件もあろうかと思えます。皆様の慎重審議で議事を進行していきたいと思えますので、よろしくお願いいいたします。

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いします。

(谷澤職務代理) はい。それでは諸報告を行います。11月26、27日に、農業委員会会長研究集会が大阪府大阪市で開催され、甲野会長と事務局長が参加しました。また、一昨日の19日、当市で開催された農業委員・農地利用最適化推進委員現地研究会に参加された委員の皆様、大変お疲れさまでした。諸報告は以上です。それでは、本日の署名委員は小川委員と堀江委員になります。よろしくお願いいいたします。

(事務局長) ありがとうございます。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条に基づき、議長は会長にお願いするところではありますが、会長が欠席のため、同規則第16条の規定に基づき、職務代理にお願いいたします。

(議長) はい。本日の出席委員は甲野会長が欠席のため、農業委員13名、推進委員6名の合計19名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。第1号議案、番号1を、事務局より説明お願いいいたします。

(事務局次長) はい。それでは、お手元の資料の1ページをご覧くださいと思います。第1号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。次のとおり被相続人及び農地等の相続人は租税特別措置法第70条の6第1項に規定する適格者であることを証明する。平成30年12月21日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第1号議案・番号1 朗読)**

以上でございます。

(議長) はい。続いて番号1について、副担当の橋本喜久司委員、説明をお願いします。

(橋本喜久司委員) はい。それでは説明いたします。12月18日に事務局の野口さんと現地調査に行きました。地図は8ページになります。場所は●●●●●の●側の方になります。畑ではブロッコリーとかウコンですとか、あと、収穫が終わったコマツナ、ナスなどが植えられて、植えられていない部分はきれいにトラクターでうなっていました。全部で7筆、大きく左右に分かれています、両方ともほとんど同じような使われ方をしてありました。〇〇〇〇番と書いてある辺りは、ビニールハウスになっていて、多分当日は弟さんだと思うのですが、作業をしていました。全体的に畑はきれいに管理されております。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と橋本喜久司委員より説明をしていただきました。これに関しまして、何かご質問、ご意見等ありますでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは相続税の納税猶予に関する適格者であることに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することといたします。続きまして第2号議案、収受121-1について、事務局より説明お願いいたします。

(事務局次長) はい。そうしましたら、2ページをご覧くださいと思います。第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。平成30年12月21日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第2号議案・収受121-1 朗読)**

以上でございます。

(議長) はい。続いて収受121-1について、副担当の橋本喜久司委員、説明お願いいたします。

(橋本喜久司委員) はい。説明いたします。先ほどの案件と同じく、野口さんと見てまいりました。地図は9ページになります。ほとんど家庭菜園のような感じで、畑として使われておりました。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と橋本喜久司委員より説明をしていただきましたが、何かご質問はありますでしょうか？

(小田川委員) ちょっと、議案書の見方で申し訳ないのですが、この譲受人と譲渡人の畑が同じ面積になっているんですけど、たまたま同じ畑でそれぞれ3分の1ずつ持っていたから、こういう数字になっているという事ですか？それと、この下のカッコ書きの数字は何なのですか？

(事務局) はい。こちらは世帯内贈与で2親等以内という事なので、同一世帯という事でみなしていますので、譲受人も譲渡人も同一の経営面積となります。世帯としての経営面積が〇,〇〇〇㎡となりますので、お二人とも〇,〇〇〇㎡という形にさせていただきました。その下のカッコ書きの部分は、その人が持っている部分の所有面積になりまして、〇〇さんの方は奥様との2人共有や、奥様と△△さんとの3人共有となっておりますが、すべて共有で持っていますので、〇,〇〇〇㎡。△△さんはその〇,〇〇〇㎡のうち、3人共有で持っている部分の合計が△,△△△㎡となりますので、△,△△△㎡と記載させていただきました。

(議長) 他に何かありますでしょうか？

それでは、ないようですので、収受121-1について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することといたします。続きまして、収受129、130、131については関連案件ですので、一括で審議いたします。それでは、事務局より説明お願いいたします。

(事務局次長) はい。そうしましたら、3ページをご覧くださいと思います。

(第2号議案・収受129 朗読)

(第2号議案・収受130 朗読)

(第2号議案・収受131 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続いて収受129、130、131について、担当の宮崎委員、説明お願いいたします。

(宮崎委員) はい。それでは説明します。先日、18日、事務局の方と現地を見に行ってきた。地図が10ページになります。地図の下の方の〇〇〇〇番、ここは今年も去年もサトイモが作られていた所です。その向かい側の●●●●番については、ネギだとかハクサイだとか、そういった物が1柵ずつ植えられているという状況になっております。そこから上に行きまして、3筆並んでいる所ですが、△△△△番は田んぼ、▽▽▽▽番はやはりネギだとかハクサイだとか、そういう物が耕作されています。それで▲▲▲▲-▲は去年までは精力的に使われていた畑なんですけど、今年は作付けもされず、何も手がつかず1年が過ぎてしまったという田んぼになっています。それと川沿いの方、△△△△さんが持っている□□□□番と■●●●-■ですが、■●●●-■は□□□□番にアプローチするための通路で、□□□□番はブルーベリーが栽培されています。それで、小さい区画の◇◇◇◇番、◆◆◆◆-◆については、畑と言われてもちょっと疑問に思えるような、河川に下りる崖じゃないかなというような所で、実際に何に使うという事もできそうにないような場所になっていまして、地続きなので多分一緒に購入されるのかなと推測されます。以上、全部ひっくるめて、129、130、131の現状です。

(議長) はい。ただいま、事務局と宮崎委員より説明をしていただきましたが、何か質問はありますか？

(田中正治委員) 所有権移転という事は買うんですね？そうすると、譲受人の〇〇〇〇さんの持ち分の土地は、可能でしたか？五日市地区は？

(事務局) 今回、この3案件、全部含めて3,000㎡を超えていますので。

(田中正治委員) ここに記載のある、自畑、〇〇〇㎡というのが、元々持っている部分ですよね？

(事務局) はい。それと今回買う部分を含めて3,000㎡を超えればいいので、大丈夫です。

(田中正治委員) 最初に3,000㎡持っていなくても？前からそうでしたか？

(事務局) はい。以前からそうです。新たに買う所も含めて、秋川地区だと5,000㎡、五日市地区は3,000㎡になれば、買う事はできます。

(田中正治委員) はい。勘違いしていました。失礼しました。

(嶋崎委員) それは前から？できた時からですか？

(事務局) そうですね。でないと、ほとんど買えなくなってしまうので・・・。

(田中正治委員) それと、もう1ついいですか？譲受人の〇〇〇〇さんは●●歳でいらっしゃいます。これを全部受けて、これから耕作していく訳ですよ？その具体的なビジョンというか、その辺をお聞きしたいのですが。

(事務局) はい。譲受人の〇〇〇〇さんと譲渡人の△△△△さんは、叔父と甥の関係で、△△△△さんは会社員で普段は何かやっている状況で、今後続けていくことは厳しいとのことだそうです。〇〇〇〇さんは年齢は年齢なんですけれども、娘さんが2人いて、年齢が●●過ぎぐらいですかね。娘さんの家族が将来的に農業をやりたいという意向があるという事で、後継者もおりますので、農地としては今後維持されていくのではないかという話がまとまって、今回の案件となっております。それで、この近所の▲▲さんも□□さんもできないので、一緒にやってくれないかという話があったという事で、ここで合わせて一括で所有権を移転するという事です。面積的なこともあるので、このように今回まとめて出てきたという事になります。

(橋本喜久司委員) ほとんど同じ質問なんですけれども、あまりにも不自然過ぎるんじゃないかなと・・・。田中さんと同じ質問なんですけれども、あまりにも不自然ですよ。娘さん、婿さんがやるにしても、直売所に加入するという話もないし・・・

(事務局) その希望はあるみたいなんです。今までは面積も少なく、自家消費でしたが、自分の土地が持てれば、できれば五日市ファーマーズセンターの会員になりたいという意向は、ご本人様はお持ちのようでした。ですので、所有権移転した後、もしそういう希望があるなら、五日市ファーマーズセンターにお話しに行ってくださいと、ご案内はしたいと思います。

(議長) 他には？・・・よろしいですか？

それでは、收受129、130、131について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することといたします。続きまして第3号議案、番号1について、事務局より説明お願いいたします。

(事務局次長) はい。そうしましたら、4ページをご覧くださいと思います。第3号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行なっている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。平成30年12月21日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第3号議案・番号1 朗読)**

以上でございます。

(議長) はい。続いて番号1の瀬戸岡分について、担当の田中克博委員、説明お願いいたします。

(田中克博委員) はい。12月18日に事務局の金子さんと現地調査に行っていました。地図は11ページになります。場所は地図の下の方に太い通りがあって、阿伎留医療センターやイオンに通じる東西の道なんですけど、その通り沿いのステーキのどん秋川店の所を●●するとある、住宅街の中にある畑でございます。この細い道をずっと入って行くと栗がほぼ全面に植

えられていまして、ちょっとかなり大きくはなっているんですが、枝の整理等はやっているらしくて、整理した枝がところどころ積まれて、管理はしているという形でした。私は畑から畑の移動等でここをたまに通るんですけど、草が生い茂るとかそういう事はなく、管理されています。それで、この〇〇〇-〇の一番奥の方、北側の所に野菜が作付けしてあります。そこまでは栗林になるんですけど、ネギとタマネギ、非常に短い柵なんですけど、作付けしてありました。手が回らない時には親戚という事で援農、手伝ってもらっていることもありまして、一応金子さんの方にその辺は確認して、本人に聞いてもらっているところです。栗の方なんですけど、自家消費が中心という事でございます。普段から畑はきれいに管理はされております。以上です。ご審議をお願いします。

(議長) 続きまして、番号1の菅生分について、担当の小川委員、説明をお願いします。

(小川委員) はい。12月18日に事務局と一緒に現地視察に行つて来ました。地図については、12ページです。畑の下に道路があるんですけど、平井の方に向かう、福生と五日市をつなぐ昔からある多西の街道なんですけど、北側の方には尾崎の観音様があるんですけども、その●側になります。現地は〇〇さんの自宅の周りという形になります。△△△-△は果樹が、梨と柿が良く管理されて植わっておりました。残りの4筆はラッキョウ、タマネギ、ネギ、ダイコン。ダイコンについては庭に干し大根という事で干してあるというような状態で、きれいに、自宅の周りですので、管理されておりました。以上でございます。

(議長) はい。ただいま、事務局と田中克博委員、および小川委員より説明をしていただきましたが、何か質問ありますでしょうか？

(田中正治委員) 瀬戸岡の方の土地についてですが、今、全部栗ではないというようなお話だったのですが・・・

(事務局) はい。〇〇〇-〇と書いてある辺りまでが栗畑になっていまして、その上が少し畑として使われている形です。

(田中正治委員) これは畑に入つて行く時には、□□□-□から入るのですか？

(事務局) そうです。ここは通路という形で、ここから入つて行くような形に・・・

(田中正治委員) それは通路なのか、畑なのかという事なんですけど。

(事務局) 特に砂利とかを敷いてある訳ではなくて、畑としては使おうと思えば使えるような形ではあるのですが、一応車が入つたり、そこから出入りする形の通路的な意味合いにはなっております。

(田中正治委員) ここからしか入れないんですよね？

(事務局) ここからしか入れないです。

(田中正治委員) 分かりました。通路としては見てないけれども、ここは畑としての肥培はそれほどないという？

(事務局) どうしても車が入るような場所にはなっているので。

(田中正治委員) 軽トラが入れるんですか？

(事務局) 入れます。

(事務局長) あの、畑に入る進入路は納税猶予地としては認められますので、大丈夫です。コンク

リートとかでなければ、必要な進入路という事で。

(田中正治委員) 分かりました。

(議長) はい。他にありますか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨、証明することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨、証明することに決定いたします。続きまして第3号議案、番号2を事務局、説明お願いいたします。

(事務局次長) はい。引き続き4ページをご覧くださいと思います。

**(第3号議案・番号2 朗読)**

以上でございます。

(議長) はい。続いて番号2について、担当の平野委員、説明お願いいたします。

(平野委員) はい。それでは説明をさせていただきます。12月18日に事務局の金子さんと現地調査に行ってまいりました。地図は13ページをご覧ください。現地は雨間の信号を八王子方面に向かって橋を渡った●側、●側の方に位置する●●●●地区の一部でございます。こちらの畑は毎年牧草を、要は飼料用のトウモロコシを生産している場所でございます。今年も生産した後、草の収穫と言うか、刈りあげてあるという事を確認してまいりました。現況としましては収穫した後で、なおかつちょっと下草が生えているというような状態でした。〇〇さんは前●●●●●でございまして、何ら問題はないかと思っております。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と平野委員より説明をしていただきましたが、何か質問はありますか？

(橋本和夫委員) ここの土地は全体的に牧草だけ、という事なんですか？

(平野委員) そうです。毎年。

(橋本和夫委員) はい。分かりました。

(議長) 他にありますか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨、証明することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨、証明することに決定いたします。続きまして番号3についてですが、こちらは〇〇委員の案件となりますので、〇〇委員には一時退席をお願いいたします。

(〇〇委員退室)

(議長) それでは番号3について、事務局、説明をお願いいたします。

(事務局次長) はい。そうしましたら、お手元の5ページをご覧くださいと思います。

**(第3号議案・番号3 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続いて番号3について、副担当の笹本委員、説明お願いいたします。





(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨、証明することに決定いたします。続きまして第4号議案、番号1について事務局、説明お願いいたします。

(事務局次長) はい。そうしましたら、お手元の6ページをご覧くださいと思います。第4号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。次の申出について、生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明に関する事務処理規程第5条第1項の規定に基づき証明する。平成30年12月21日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第4号議案・番号1 朗読)**

以上でございます。

(議長) はい。続いて番号1について、副担当の橋本喜久司委員、説明お願いいたします。

(橋本喜久司委員) はい。説明いたします。同じく18日に行ってまいりました。地図は8ページになります。場所は●●●●●の北側になります。現地は1ヶ月くらい前にきれいにトラクターで耕耘して、今、小さな草がちょっと生えている状態で、きれいな更地の状態になっています。以上です。

(議長) ただいま、事務局と橋本喜久司委員より説明をしていただきましたが、何か質問はありますか？

ないようですので、番号1について〇〇〇〇〇さんは、農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。続きまして番号2について、事務局、説明お願いいたします。

(事務局次長) はい。同じく6ページとなります。

**(第4号議案・番号2 朗読)**

以上でございます。

(議長) はい。続きまして番号2について、副担当の橋本喜久司委員、説明お願いいたします。

(橋本喜久司委員) はい。ご説明いたします。地図は16ページになります。場所はちょっと説明しづらいのですが、●●●●●●●●は皆さんご存知だと思いますので、その●●●●●●●●の近くです。現地は現在はパイプハウスのパイプだけが残っていたり、雑草が茂っていますが、〇〇さんが当時は、何年か前まではきれいに耕していました。耕作されていた事は確かです。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と橋本喜久司委員から説明をいただきましたが、何か質問はありますか？

ないようですので、番号2について〇〇〇〇〇さんは、農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。続きまして第5号議案、番号1について、事務局、説明お願いいたします。

(事務局次長) はい。そうしましたら、お手元の資料の7ページをご覧くださいと思います。

第5号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、次のとおり決定する。平成30年12月21日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第5号議案・番号1 朗読)**

以上でございます。

(議長) はい。続いて番号1について、担当の堀江委員、説明お願いいたします。

(堀江委員) はい。12月18日に事務局の金子さんと一緒に現地を確認してまいりました。地図は17ページです。場所は秋留台公園の五日市街道を挟んだすぐ●側の位置になります。もうすでに耕耘して時間が経っておりますが、もう一度耕耘し直せばすぐにでも使えるような状況になっておりますし、22メートルの50メートルだったかと思いますが、大体使いやすい畑ですので、問題ないと思いますが、よろしくをお願いいたします。

(議長) はい。ただいま、事務局と堀江委員より説明をいただきましたが、何か質問ありますでしょうか？

(嶋崎委員) ○○さんはこれで、全部でどれくらいになりますか？

(事務局) 今回これを集積すると、ほぼ●●●になります。

(議長) 他にご質問ありますでしょうか？

それでは、ないようですので、番号1の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定する事にご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することといたします。続きまして番号2について、事務局、説明お願いいたします。

(事務局次長) はい。同じく7ページとなります。

**(第5号議案・番号2 朗読)**

以上でございます。

(議長) はい。続いて番号2について、担当の平野委員、説明お願いいたします。

(平野委員) はい。18日に現地調査に行つてまいりました。現地は18ページをご覧ください。市役所の●側で台風24号で大変な被害が遭った場所でございます。その現況としては、そのハウスはもう撤去されて、下草は生えているような状態なんですけど、耕耘すればすぐ使えるような状態になっておりました。あとハウスが2棟、2間の10間ぐらいのが2棟ぐらいあるので、それをこれから○○さんは使いたい、というようなお話を聞いています。それで、現地はそんな様子なのですが、○○さんは新規就農者で精力的に生産をして、どんどん規模拡大はしていると思うのですが、ここで●●●ほどの面積となるので慎重な審議の程、お願いしたいと思います。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と平野委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ありますでしょうか？

(笹本委員) いいですか? ●●●ということ、だいが規模も大きくなってきていますので、畑の肥培管理だとかも含め、何かありましたら、今後も農業委員会も含めて、事務局の方から指導していただくというような方向に持って行っていただくと、幸いだと思うので。なんて言うのか、少しおかしい時にはこういう風に平野委員さんのように、どんどん話をさせていただくというのは当の本人の励みにもなりますので、よろしくをお願いします。

(事務局) 皆さんも気が付いたら、まだ若くて新規就農された方なので、畑の守り方のルールだとかも分からない点もあるような感じを受けます。ですので、皆さんも気が付いたら注意をしていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

(議長) 他にありますか?

(嶋崎委員) 余計な事ですけど、こういう会議で、こういう話が出たよという事は、やっぱり本人にも伝える訳ですよ?

(事務局) はい。

(嶋崎委員) ぜひ、お願いします。

(議長) それでは、ないようですので、番号2の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定する事にご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することといたします。続きまして番号3についてですが、こちらは△△委員の関連案件となりますので、△△委員には一時退席をお願いいたします。

(△△委員退室)

(議長) それでは事務局、説明をお願いいたします。

(事務局次長) はい。そうしましたら、お手元の7ページをご覧くださいと思います。

#### (第5号議案・番号3 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続いて番号3について、担当の宮崎委員、説明をお願いいたします。

(宮崎委員) はい。説明をいたします。この現場につきましては、先ほどと同様、18日に事務局の方と一緒に回ってきました。地図は前に戻って10ページになります。借り主さんは先般話題になった、ハウスを建ててトマトを作っている法人です。貸し主さんは従前からここでよくサツマイモ等を作っていました。4年ほど前に●●●して、それからめっきり家から出なくなってしまって、息子さんがトラクターで除草をして1年が過ぎたという場所です。地番は2つになっていますが、現状は以前から2つを1つに合わせて使っていて、そういった事情で現状は荒れているという状況ではなくて、畑の状態になっているという状況です。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と宮崎委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ありませんでしょうか?

(田中正治委員) これは前と関連があれば、またハウスという事でしょうか?

(事務局) いいえ、補足させていただきます。今回は、この場所はハウスを建てる予定ではなくて、キクイモを作るという事です。それで、いきさつがですね、○○○○さんが□□さんから直接、もうなかなかできないから、やってくれないかと頼まれたという経緯があります。そんな

こともあって、ハウスを増やすとなると資金的なこともあるので、〇〇〇〇〇さんの知り合いの方が静岡の方でキクイモを作ってくれば販路があるからという事で、願いをされたそうで、農場長である△△さんに相談して、△△さんが指導をしながらキクイモを作って、とりあえず頑張ってみてみたいという事です。農地を使ってほしいというのもありましたので、そういう事も含めて、トマト以外の物もやってみますという事で、この話が上がってまいりました。

(田中正治委員) キクイモというのは・・・要するにキクイモだけというお話なんですけど、それは後でどこかに出されるとか、加工するとか・・・？

(事務局) 静岡の方と、あと沖縄の方に出して、焼酎の原料に使ったりとか、というお話があると、ご本人様がされていました。

(議長) 他には？

(栗原晋二委員) ちょっと、すみません。この、地目が田となっていますが、下田の田んぼは畑ですよ？

(宮崎委員) 下田の田んぼはですね、今年田んぼで来年畑、今年畑で来年田んぼというのは自由自在になりまして、それはどっちにでも、使い方、水を入れるか入れないかだけの事で、使い回しはできます。

(議長) 他にありますか？

(橋本喜久司委員) キクイモ畑って、ほぼ雑草畑なんですよね・・・。五日市で私はちょっとだけ生産していますが、他の農業委員さんにお前のところ雑草畑にするなよ、と言われてしまいそうな畑になりますね。参考までに。栽培してくれる方を待ってるんですけど。それが、需要はあるけど、本当に商売になるのかっていうのが・・・

(田中正治委員) 今は雑草の方がすごくて？

(橋本喜久司委員) いや、キクイモ畑っていうのが、ほとんど雑草畑みたいなものなので。

(田中正治委員) では、キクイモは植わってないという事？

(橋本喜久司委員) キクイモはちゃんと生えます。見た目が荒地と言うか、放棄地みたいな形に・・・

(田中正治委員) キクイモと雑草が一緒になってる？

(事務局) キクイモ自体が、見た目が雑草地みたいに見える。植わっているけど、という事ですよね。

(事務局長) 営農拡大したい〇〇〇〇〇さんと、農地が年齢的にできなくなった方とで、マッチングしたという形で。

(田中正治委員) それに関しては、異論はないです。

(議長) 他には？

(笹本委員) この〇〇〇〇〇さんは、面積としてはどれくらい使っているのですか？

(宮崎委員) 〇〇〇〇〇があるのは、この10ページの地図の下の方、少し太い線で囲まれた2枚があると思うのですが、ここにハウスが建ってまして、2つで1反くらいの区画の所に、600㎡ぐらいのハウスが1棟建っている、それだけです。

(事務局) 面積的にはそのハウスだけで、ここで新しく追加で、という形です。

(議長) 他にありませんでしょうか?・・・よろしいですか?

それでは、ないようですので、番号3の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定する事にご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することといたします。それでは△△委員に入ってください。

(△△委員入室)

(議長) それでは報告事項に移ります。専決の報告について、事務局よりご報告、お願いいたします。

(事務局) はい。それでは平成30年12月の専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

**(専決報告 朗読)**

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、1月25日、金曜日、午後1時00分から、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室で行う予定です。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午前10時36分